

議案第 9 号

岩倉市国民健康保険条例の一部改正について

岩倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岩倉市国民健康保険条例（昭和46年岩倉市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「420,000円」を「488,000円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該出産が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、500,000円を支給する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の岩倉市国民健康保険条例第5条第1項の規定は、令和5年4月1日以後の出産から適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。